

武豊町罹災証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町で発生した災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。）により生じた被害に係る罹災証明書及び罹災届出証明書（以下「証明書」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 罹災証明書 災害による住家の被害の程度を証明するものをいう。ただし、町が確認することができるものに限る。
- (2) 罹災届出証明書 災害による住家、非住家及び町長が特に必要と認める工作物等の被害について、その事実を町長に届け出たことを証明するものをいう。
- (3) 住家 証明書の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）が、災害の発生時に居住していた建物をいう。
- (4) 非住家 住家以外の建物（前号に規定する住家のうち、店舗部分等の非居住部分を含む。）をいう。

2 前項の証明書により証明する事項は、損害額を証明するものではない。

(交付申請)

第3条 証明書の交付申請を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 罹災時点における、罹災物件の所有者及び使用者
 - (2) 罹災時点における、罹災した住家に居住している者及びその世帯員
 - (3) 前2号に掲げる者の相続人又は委任状を持参した者
- 2 証明書の交付申請は、罹災後1か月以内に、罹災証明書等交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に必要事項を記入し、町長へ申請するものとする。ただし、当該期限を経過したことについて、やむを得ない事情があると町長が認めた場合は、この限りではない。

- 3 前項の申請には、罹災状況を確認することができる写真等（以下「状況写真等」という。）を交付申請書と合わせ提出するものとする。ただし、状況写真等の提出が困難であると町長が認めた場合は、この限りではない。
- 4 申請者は、交付申請書の提出時に個人番号カード、運転免許証その他本人を確認することができる書類を提示するものとする。
（交付）

第4条 町長は、前条の申請があったときは、次の各号の証明書につき、当該各号に定める調査又は審査を行い適當と認めたものについて交付するものとする。

- (1) 罹災証明書（様式第2号） 内閣府の定める災害の被害認定基準、災害に係る住家の被害認定基準運用指針その他国が定める基準による罹災状況等の調査
 - (2) 罹災届出証明書（様式第3号） 交付申請書及び状況写真等に対する内容の審査
- 2 町長は、同一罹災対象について、申請者から前条の申請を受けたときは、前項に定める調査等を省略して証明書を交付することができるものとする。
 - 3 町長は、証明書の様式について、提出先において特に定めがあるときは、第1項の規定にかかわらず、その様式を用いることができるものとする。

（再調査）

第5条 罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書により証明された被害の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、当該罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して、再調査の申請をすることができるものとする。

- 2 前項の申請は、罹災証明書の交付を受けた者が、町長に対して、被害認定再調査申請書（様式第4号）を提出して行うものとする。

（手数料）

第6条 証明書の交付手数料は、武豊町手数料条例（平成12年条例第4号）第5条第5号の規定により徴収しないものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。